

うるま市消防本部からのお願い



～セルフスタンドで給油する際の注意事項～

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）の設置は、平成10年4月から認められました。

セルフスタンドには各種の安全装置が設けられ、スタンドの従業員（監視者）による安全確認も行われますが、安全に給油を行っていただくため、ドライバーの方々は、次の事項に十分留意する必要があります。

燃料のふきこぼれ防止

燃料のふきこぼれ、特に、ガソリンは気温がマイナス40度でも爆発性の混合気を形成する物質なので注意が必要です。

給油の際は、セルフスタンドに掲示されている注意書きや従業員の指示に従い、使用方法を守って安全に利用しましょう。



静電気による火災の防止 ～火気厳禁～

静電気の電圧は、数千ボルトに及ぶと言われていました。

ガソリンの給油中、静電気の火花によって火災となった事例もありますので、給油前には必ず静電気の除去をしてください。

給油設備に備え付けられた「静電気除去シート」を必ず**素手**で触れ、静電気を除去してから給油操作を開始してください。

※給油中はエンジン停止、ライターの使用・喫煙は厳禁です！

※保安上、お子様に給油させることはおやめください！



給油する燃料の種類を確認しましょう！

セルフスタンドで燃料をまちがって給油したことによるトラブルが多く報告されており、関係業界や消防庁も利用者への注意を呼びかけています。トラブルの中でも軽自動車にディーゼル専用の燃料である「軽油」をまちがって給油するなどの誤解や不注意によるケースが多く、エンジンの不調や停止など思わぬ故障の原因となっています。

燃料の種類は、自動車検査証（車検証）の「燃料の種類」の欄に明記されていますので事前に確認しておき、このようなトラブルを防止しましょう。

※誤給油した燃料は「抜取・排出等」の措置が必要となりますので、給油したガソリンスタンドもしくは自動車販売・整備業者等に相談してください。

～セルフスタンド給油時のポイント～

- ① 掲示された使用方法・注意事項等の確認
- ② 子どもが近づかないようにする
- ③ 燃料の種類を正しく選択する
- ④ 静電気除去シートに触れて放電する
- ⑤ 燃料給油口のキャップを外す
- ⑥ 給油ノズルを奥まで差込み給油する
- ⑦ 給油中はその場を離れない
- ⑧ 継ぎ足し給油は行わない
- ⑨ 給油後はノズルを確実に収納する
- ⑩ 燃料給油口のキャップを閉める

※セルフスタンドのご利用で不明な点は、従業員等に確認して安全にご利用ください。

